

見積参加希望業者 各位
(盛岡市内に本社を有する「運送・運搬・処理」
- 「一般廃棄物(運送・運搬)」の有資格者)

盛岡市上下水道事業管理者 長 澤 秀 則

随意契約見積通知書

随意契約により下記事項を執行するに当たり、見積人として指名したので関係書類並びに盛岡市随意契約見積参加者心得(以下「心得」という。)を熟知のうえ見積されるよう通知します。

記

1 随意契約見積対象事項

- (1) 件 名 浄水場等一般廃棄物処理業務委託
- (2) 業務内容等 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行場所 盛岡市上下水道局新庄浄水場外
- (4) 履行期間 令和8年4月1日 から 令和9年3月31日まで

2 契約条項を示す場所

盛岡市上下水道局浄水課(盛岡市加賀野字桜山86番地)

3 見積書提出の日時及び場所

- (1) 令和8年3月16日(月) 9時00分から14時00分まで
- (2) 盛岡市上下水道局新庄浄水場2階 浄水課執務室
執行即時開封

4 見積書の提出方法

見積書は、3(1)の日時に3(2)の場所に設置する見積箱に投函すること。
郵便による見積は、認めない。

5 契約書作成の要否

要 業務委託契約書による。

6 その他

(1) 見積回数

1回とする。(ただし、予定価格に納まらない場合は、協議して決定する場合がある。)

(2) 見積書

見積書は心得第7第1項によるものとし 一括総額 で作成すること。決定も 一括総額 とする。

なお、決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約価格とするので、見積人は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(3) 見積の無効

心得第9に該当する見積は無効とする。

- (4) 本件は、令和8年度予算につき今回は見積徴取までとし、契約締結は4月1日以降とする。
ただし、契約締結日に指名停止中の者については、契約を締結できない場合がある。

(5) この見積に関する問い合わせ先

一般的事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、令和8年3月11日(水)正午までに電子メール又は文書（ファックス可）により浄水課あて提出すること。回答は、見積対象業者（ただし、既に辞退届を提出した者を除く。）にファックスで令和8年3月13日（金）までに回答する。

盛岡市上下水道局浄水課（〒020-0807 盛岡市加賀野字桜山86）

Tel 019-651-8949、Fax 019-651-8966

電子メールアドレス jousui@city.morioka.iwate.jp